

堺市教職員の人事評価に関する規則及び堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部を改正する規則

(堺市教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第1条 堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「業績評価」の次に「、服務規律の遵守に関する評価」を加え、同条第8号中「及び業績評価に関する評価」を「、業績評価及び服務規律の遵守に関する評価の」に改める。

第5条第1項中「及び業績評価」を「、業績評価及び服務規律の遵守に関する評価」に改める。

第12条第3項中「総合評価」の次に「並びに服務規律の遵守に関する評価」を加え、同条第4項中「及び職務目標」を「、職務目標」に改め、「業績評価の評語」の次に「及び服務規律の遵守に関する評価の評語」を加える。

第15条第2項中「臨時の任用職員及び会計年度任用職員以外の」を削る。

別表第4中

職務の実績及び能力が求められる水準に達しない。	IV
職務の実績及び能力が求められる水準を大幅に下回る。	V

を

職務の実績及び能力が求められる水準にやや達しない。	IV
職務の実績及び能力が求められる水準に達しない。	V
職務の実績及び能力が求められる水準を大幅に下回る。	VI

に改める。

(堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正)

第2条 堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成29年教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「活性化条例第26条第5項に規定する教職員（臨時に任用された者）を「教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）に勤務する職員（用務に従事する職員）に、「単に「教職員」」を「教職員」」に改める。

第2条中「この規則」の次に「(第9条第2項を除く。)」を加え、同条第1号中「第19条第1項」の次に「並びに堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号。第3号及び第4号において「会計年度給与規則」という。）」を加え、同条第3号中「第19条第1項第2号」の次に「並びに会計年度給与規則第10条第9項第1号」を加え、同条第4号中「第19条第1項第3号」の次に「並びに会計年度給与規則第10条第9項第2号」を加え、同条第7号中「代替任期付職員 人事評価規則」を「臨時の任用職員等 人事評価規則第2条第2号の臨時の任用職員及び人

事評価規則」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 会計年度任用職員 人事評価規則第2条第4号の会計年度任用職員をいう。

第3条中「第23条第1項」の次に「及び堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）第10条第1項」を加え、「第9条第2項を除き、」を削る。

第4条第1項中「をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同項第2号中「一般教職員及び代替任期付職員」を「管理職員以外の教職員」に改め、同条第2項中「区分3」の次に「(会計年度任用職員の被評価者については、区分2及び区分3)」を加える。

第5条第1項中「管理職員及び代替任期付職員」を「一般教職員以外の教職員」に改め、「(幼稚園を含む。以下同じ。)」を削る。

第6条第2項中「切り捨てる」を「切り上げる」に改め、同条第6項中「代替任期付職員について」を「臨時の任用職員等の査定について」に改め、「、「管理職員」とあるのは「代替任期付職員」と」を削り、「特定代替任期付職員」を「特定臨時の任用職員等」に改める。

第7条第1項中「IV又はV」を「V又はVI」に改め、同条第2項中「IV又はV」を「V又はVI」に、「特定代替任期付職員（）を「特定臨時の任用職員等（いずれも）」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「一般教職員及び代替任期付職員に係る」を「第4条第1項第2号に掲げる」に、「総合勤務評価の結果がIV又はVに該当する特定一般教職員及び特定代替任期付職員」を「前2項に規定する教職員」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員（基準日以前における直近の人事評価に係る総合勤務評価の結果を有する者（当該人事評価の評価期間の末日までに退職、任期の満了その他の事由により離職する者を除く。）に限る。）のうち、総合勤務評価の結果がVIに該当する者（教育委員会が別に定める者を除く。）は、減額候補者とする。

第8条第1号中「III」の次に「又はIV（会計年度任用職員については、I、II、III、IV又はV）」を加え、同条第2号中「教職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条第3号中「IV又はV」を「V又はVI（会計年度任用職員については、VI）」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

2 前項第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる教職員のうち、基準日の属する年度の前年度において堺市職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定等に関する規則（平成25年規則第153号。以下「市規則」という。）の適用を受ける職員であった者で、市規則に基づき区分（市規則第2条第1号の区分をいう。）を決定された後に引き続き教職員となったもの（退職に引き続き定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）以外の教職員となっ

たものを除く。) については、市規則に基づき決定された当該区分をもって第2条第1号の区分と査定するものとする。

附則に次の1項を加える。

(令和6年における区分の決定の特例)

- 3 人事評価規則第2条第2号の臨時の任用職員及び会計年度任用職員の令和6年6月1日及び同年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る勤務成績の区分については、第4条から第9条まで及び第11条の規定にかかわらず、区分2と決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。